

# 当金庫の自己資本の充実の状況等について 自己資本比率規制第3の柱に係るディスクロージャー

## I 単体における事業年度の開示事項 ～定性的な開示事項～

### 1 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金、利益剰余金、一般貸倒引当金等により構成されています。

### 2 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分保っていると評価しています。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えています。

### 3 信用リスクに関する項目

#### 1 リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、お取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示したクレジットポリシーを制定し、広く役員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスク評価につきましては、当金庫では、信用格付制度を導入しています。そして、信用リスク計量化システムを活用して、予想損失額(注1)、非予想損失額(注2)を把握し、健全性の確保に努めています。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じ理事会、経営会議といった経営陣に対し、報告する態勢を整備しています。

貸倒引当金は、当金庫の定める「資産自己査定要領」及び「資産の償却・引当金規定」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については内部監査及び監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

(注1) 予想損失額:一定の期間に発生すると予想される損失額の平均値である信用コスト部分

(注2) 非予想損失額:一定の期間に発生し得る損失の最大値から予想損失額を差し引いた狭義の信用リスク部分

#### 2 リスク・ウェイトの判定に使用する適格信用格付業者

リスク・ウェイトの判定に使用する適格信用格付業者は以下の4つの信用格付業者を採用しています。なお、エクスポートの種類ごとに適格信用格付業者の使い分けは行っていません。

- ・ 格付投資情報センター(R&I)
- ・ 日本格付研究所(JCR)
- ・ スタンダード&プアーズ(S&P)
- ・ ムーディーズ(Moody's)

#### 4 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、お取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失(信用リスク)を軽減するために、お取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じています。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っています。

また、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めています。

自己資本比率規制における信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続については、当金庫が定める事務取扱要領等により適切な事務取扱並びに適切な評価・管理を行っています。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、地方公共団体等による保証があります。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、当金庫が定める事務取扱要領等により、適切な取扱いに努めています。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポートの種類に偏ることなく分散されています。

### 5 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、お客様の外国為替等に係るリスクヘッジにお応えすることを目的に派生商品取引を取扱っています。具体的な派生商品取引は、資金関連スワップ取引、為替先物予約取引があります。派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。

市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理をしています。

また、信用リスクへの対応として、お客様との取引については、総与信取引における保全率との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じています。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段、行っていません。以上により当該取引にかかる市場リスク及び信用リスク、双方とも適切なリスク管理に努めています。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

### 6 証券化エクスポートに関する事項

#### 1 リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、投資家としての役割のみを行っています。投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格信用格付業者が付与する格付情報などにより把握し、適切なリスク管理に努めています。また、取引にあたっては、資金運用にかかる方針に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っています。

#### 2 自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポートへの投資の可否については、市場環境、証券化エクスポートおよびその裏付資産に係る市場の状況等、当該証券化エクスポートに関するデューデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的又は適時に入手可能であることを市場部門において事前に確認するとともに、当該証券化エクスポートの裏付資産の状況、パフォーマンス、当該証券化商品に内包されるリスクおよび構造上の特性等の分析を行い、リスク管理部門の審査を経たうえで、担当役員の決裁により最終決定することとしております。

また、保有している証券化エクスポートについては、市場部門において当該証券化エクスポート及びその裏付資産に係る情報を半期ごと及び適時に収集し、必要に応じて個別案件ごとに信用補充の十分性やスキーム維持の蓋然性等の検証を行うこととしております。

#### 3 証券化エクスポートについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しています。

#### 4 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理規定」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

#### 5 証券化エクスポートの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格信用格付業者等の名称

証券化エクスポートのリスク・ウェイトの判定に使用する適格信用格付業者は以下の4つの信用格付業者を採用しています。なお、投資の種類ごとに適格信用格付業者の使い分けは行っていません。

- ・ 格付投資情報センター(R&I)
- ・ 日本格付研究所(JCR)
- ・ スタンダード&プアーズ(S&P)
- ・ ムーディーズ(Moody's)

I 単体における事業年度の開示事項 ～定性的な開示事項～

7 オペレーショナル・リスクに関する項目

1 リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集した各種データの分析・評価、改善策の策定等を行い、リスクの顕在化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

特に、事務リスク管理については「事務リスク管理規定」等に基づき、本部・営業店が一体となり、厳正な規定・事務取扱要領等の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての部店内検査などに取組み、事務品質の向上に努めています。

システムリスクについては、「システムリスク管理規定」等に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査、さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めています。

その他のリスクについては、苦情相談受付の担当部署による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重要視した管理態勢の整備に努めています。

自己資本比率規制対応としてオペレーショナル・リスク相当額の算定は、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しています。

現状、一連のオペレーショナル・リスクに関するリスクの状況については、オペレーショナル・リスク管理委員会をはじめ、各種委員会にて定期的に協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、経営会議等で経営陣に対して報告する態勢を整備しています。

2 オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しています。

3 出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大損失額 (VaR) によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度額、損失限度額の遵守状況を定期的にリスク管理委員会に諮り、理事会、経営会議等へ報告しています。

一方、非上場株式、子会社・関連会社株式、政策投資株式、その他ベンチャーファンドまたは投資事業組合への出資金に関しては、財務諸表や運用報告書を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理規定」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

9 金利リスクに関する次に掲げる事項

1 リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としています。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響など、経営管理システム等により定期的に計測を行い、リスク管理委員会で協議検討をするとともに、経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めています。

2 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しています。

- ・計測手法
  - 預貸金等は「金利ラダー方式」、有価証券は「GPS方式」
- ・コア預金
  - 対象：流動性預金全般(当座預金、普通預金、貯蓄預金等)
  - 算定方法：①過去5年の最低残高
    - ②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高
    - ③現残高の50%相当額
 以上3つのうち最小の額を上限とする
  - 満期：5年以内(平均2.5年)
- ・金利感応度資産・負債
  - 預貸金、外国為替取引、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債
- ・金利ショック幅
  - 99パーセンタイル値
- ・リスク計測の頻度
  - 月次(前月末基準)

I 単体における事業年度の開示事項 ～自己資本の構成に関する開示事項～

1 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項目	平成28年度	経過措置による不算入額	平成29年度	経過措置による不算入額
<b>コア資本に係る基礎項目(1)</b>				
普通出資又は非累積の永久優先出資に係る会員勘定の額	44,062		44,651	
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,148		3,137	
うち、利益剰余金の額	41,007		41,577	
うち、外部流出予定額(△)	93		62	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	931		712	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	931		712	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	326		279	
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	45,320		45,644	
<b>コア資本に係る調整項目(2)</b>				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	145	97	193	48
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	145	97	193	48
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
前払年金費用の額	-	-	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	145		193	
<b>自己資本</b>				
自己資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	45,174		45,450	
<b>リスク・アセット等(3)</b>				
信用リスク・アセットの額の合計額	304,789		312,614	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 8,733		△ 8,678	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	97		48	
うち、繰延税金資産	-		-	
うち、前払年金費用	-		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 9,867		△ 9,763	
うち、上記以外に該当するものの額	1,036		1,036	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	17,527		15,988	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	322,317		328,602	
<b>自己資本比率</b>				
自己資本比率((ハ)/(ニ))	14.01%		13.83%	

(注)1. 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)に基づき算出しております。  
 なお、当金庫は国内基準を採用しております。  
 2. 「オペレーショナル・リスク」とは、金庫の業務上において不適切な処理等で生じる事象による損失を受けるリスクのことをいいます。具体的には不適切な事務処理により生じる事

務リスク、システムの誤作動等により生じるシステム・リスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスク、その他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人的リスクなどが含まれます。  
 3. 「リスク・アセット」とは、リスクを有する資産(貸出金や有価証券など)を、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額です。  
 4. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。(以下の表についても、同様の表示をしています)

I 単体における事業年度の開示事項  
 ~ 自己資本の構成に関する開示事項 ~

I 単体における事業年度の開示事項 ～定量的な開示事項～

2 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	平成28年度		平成29年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット・所要自己資本の額の合計	304,789	12,191	312,614	12,504
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	312,870	12,514	320,738	12,829
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	15	0	38	1
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	714	28	690	27
国際開発銀行向け	2	0	1	0
地方公共団体金融機構向け	309	12	359	14
我が国の政府関係機関向け	1,481	59	1,372	54
地方三公社向け	298	11	352	14
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	38,492	1,539	40,423	1,616
法人等向け	102,866	4,114	112,038	4,481
中小企業等向け及び個人向け	81,166	3,246	82,300	3,292
抵当権付住宅ローン	9,312	372	8,965	358
不動産取得等事業向け	23,924	956	21,454	858
3ヵ月以上延滞等	1,174	46	1,045	41
取立未済手形	34	1	42	1
信用保証協会等による保証付	1,764	70	1,617	64
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	11,966	478	12,829	513
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外	39,343	1,573	37,204	1,488
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	18,286	731	17,778	711
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	3,799	151	3,799	151
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	2,085	83	1,697	67
上記以外のエクスポージャー	15,172	606	13,930	557
②証券化エクスポージャー	16	0	13	0
証券化(オリジネーター)	-	-	-	-
(うち再証券化)	-	-	-	-
証券化(オリジネーター以外)	16	0	13	0
(うち再証券化)	-	-	-	-
③複数の資産を裏付けとする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	465	18	393	15
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	1,133	45	1,085	43
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 9,867	△ 394	△ 9,763	△ 390
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	171	6	143	5
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	2	0
ロ.オペレーショナル・リスク	17,527	701	15,988	639
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	322,317	12,892	328,602	13,144

(注)1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%  
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。  
 3. 「抵当権付住宅ローン」とは、住宅ローンの中で代表的なものとして、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分に満たされているものを指します。  
 4. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 「上記以外のエクスポージャー」は、与信額が1億円超の個人向け債権、有形固定資産等のリスク・アセットを合計しています。  
 6. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。

＜オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法＞  

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(2)信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

イ 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									
				貸出金、コミットメント 及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引		有価証券		デリバティブ取引		3か月以上延滞 エクスポージャー	
		平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
国	内	739,461	747,801	333,857	335,557	218,964	223,822	-	-	1,309	1,381
国	外	51,373	47,928	-	-	50,802	47,448	571	479	-	-
	その他	3,633	2,567	-	-	3,633	2,567	-	-	-	-
	地域別合計	794,467	798,297	333,857	335,557	273,399	273,839	571	479	1,309	1,381
	製造業	84,800	84,607	52,675	52,725	32,124	31,881	-	-	258	204
	農業、林業	753	793	753	793	-	-	-	-	4	-
	漁業	8	7	8	7	-	-	-	-	-	-
	鉱業、採石業、砂利採取業	1,638	1,482	1,638	1,482	-	-	-	-	-	-
	建設業	29,857	29,045	26,177	24,602	3,679	4,443	-	-	176	126
	電気・ガス・熱供給・水道業	2,277	5,666	20	4	2,256	5,661	-	-	-	-
	情報通信業	3,535	3,668	321	241	3,214	3,427	-	-	-	-
	運輸業、郵便業	33,747	36,270	6,926	7,092	26,820	29,178	-	-	-	-
	卸売業、小売業	30,994	31,831	22,805	22,503	8,189	9,328	-	-	19	146
	金融業、保険業	261,082	261,429	18,579	19,953	71,767	68,792	571	479	-	-
	不動産業	43,503	45,526	36,608	36,753	6,894	8,772	-	-	269	110
	物品賃貸業	4,900	4,475	2,784	2,359	2,116	2,116	-	-	-	-
	学術研究、専門・技術サービス業	1,641	1,647	1,641	1,647	-	-	-	-	-	-
	宿泊業	132	78	132	78	-	-	-	-	-	-
	飲食業	3,131	2,980	2,931	2,780	200	200	-	-	25	101
	生活関連サービス業、娯楽業	2,848	3,506	1,946	2,365	901	1,141	-	-	27	3
	教育、学習支援業	859	962	859	962	-	-	-	-	-	-
	医療、福祉	12,307	11,137	12,307	11,137	-	-	-	-	-	159
	その他のサービス	8,428	7,811	8,026	7,391	401	419	-	-	41	57
	国・地方公共団体等	127,259	121,269	25,154	29,419	102,104	91,850	-	-	-	-
	個人	111,558	111,255	111,558	111,255	-	-	-	-	487	471
	その他	29,202	32,844	-	-	12,728	16,627	-	-	-	-
	業種別合計	794,467	798,297	333,857	335,557	273,399	273,839	571	479	1,309	1,381
	1年以下	192,463	184,722	43,408	41,923	24,039	20,202	-	-	-	-
	1年超3年以下	89,631	77,703	23,312	21,632	39,288	40,476	-	-	-	-
	3年超5年以下	77,478	70,436	30,600	28,742	46,878	41,663	-	-	-	-
	5年超7年以下	61,159	60,849	24,807	23,977	36,352	36,858	-	-	-	-
	7年超10年以下	106,523	120,307	34,459	36,214	57,057	53,069	-	-	-	-
	10年超	202,893	220,236	149,389	153,933	53,504	66,303	-	-	-	-
	期間の定めのないもの	47,595	47,835	27,880	29,133	16,280	15,266	-	-	-	-
	その他	16,722	16,205	-	-	-	-	571	479	-	-
	残存期間別合計	794,467	798,297	333,857	335,557	273,399	273,839	571	479	-	-

(注) 1. 「コミットメント」とは、お客様と金融機関との間で予め期間・融資枠を設定し、その範囲内であればお客様の請求に基づき金融機関が融資を実行することを約束する契約のことです。  
 2. 「デリバティブ取引」(=派生商品取引)とは、有価証券や通貨、金といった金融資産(原資産)の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品指しします。具体例としては、先物、先渡し、スワップ、オプション等が挙げられます。  
 3. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いています。  
 4. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。  
 5. 「有価証券」の業種区分欄と地域区分欄の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部または一部を把握することが困難なエクスポージャー(投資信託、その他の証券)です。  
 6. 信用リスクエクスポージャー期末残高の業種区分欄と期間別欄の「その他」は、現金、固定資産等が含まれています。  
 7. CVARリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。  
 8. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

「単体における事業年度の開示事項」  
 「定量的な開示事項」

## I 単体における事業年度の開示事項 ～定量的な開示事項～

### □ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	平成28年度		平成29年度	
	当期増減額	期末残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	△206	931	△219	712
個別貸倒引当金	△729	3,111	374	3,486
合計	△936	4,043	155	4,198

### △ 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	当期増減額		期末残高			
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
製造業	△141	738	1,779	2,518	4	31
農業、林業	△4	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	0	—	—
建設業	△54	△128	170	41	62	100
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	△76	△0	4	3	—	—
卸売業、小売業	20	15	64	79	—	11
金融業、保険業	△0	—	—	—	—	—
不動産業	△596	△200	601	400	28	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	9	6	17	23	—	—
宿泊業	△4	—	—	—	—	—
飲食業	2	14	48	62	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	△7	△0	17	16	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	141	△127	159	32	—	102
その他のサービス	△9	△0	18	18	7	1
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—
個人	△7	58	231	289	23	10
合計	△729	374	3,111	3,486	125	257

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

### □ リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	平成28年度		平成29年度	
	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし
0% (現金、国・地方公共団体向け債権等)	99	222,212	99	206,989
10% (信用保証協会の保証付債権等)	100	34,315	100	31,576
20% (格付適用債券、金融機関向け債権等)	11,048	196,714	10,039	207,526
35% (抵当権付住宅ローン)	—	26,607	—	25,616
50% (格付適用債券、3ヵ月以上延滞債権)	61,375	1,208	74,753	1,356
75% (中小企業等・個人向け債権)	—	102,145	—	102,363
100% (格付適用債券、法人等向け債権、3ヵ月以上延滞債権等)	6,144	131,134	8,436	128,247
150% (3ヵ月以上延滞債権)	—	526	—	507
250% (繰延税金資産、パーゼルⅢ適格資本等)	—	834	—	682
1,250% (一定額を超える重要な出資等)	—	—	—	—
その他 (上記区分に該当しないもの)	—	—	—	—
合計		794,467		798,297

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限り、  
「適格格付機関」とは、自己資本比率規制において、金融機関がリスクを算出するに当たって用いることができる格付を付与する機関のことです。金融庁長官は、適格性の基準に照らし適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めています。  
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。  
3. 3ヵ月以上延滞債権は、個別貸倒引当金等の引当率によりリスク・ウェイトは異なります。  
4. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

### (3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	4,104	3,710	28,504	30,089	-	-

- (注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。  
 2. 「信用リスク削減手法」とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をい  
 い、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。但し、自己資本比率規  
 制における信用リスク削減手法としては、告示に定める適格金融資産担保(現金、自金庫  
 預金、国債等)、同保証(国、地方公共団体等)、自金庫預金と貸出金の相殺があります。

### (4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	2	161
グロス再構築コストの額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	-	-

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
① 派生商品取引合計	114	479	114	479
(i) 外国為替関連取引	112	478	112	478
(ii) 金利関連取引	1	0	1	0
(iii) 金関連取引	-	-	-	-
(iv) 株式関連取引	-	-	-	-
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-
(vi) その他コモディティ関連取引	-	-	-	-
(vii) クレジット・デリバティブ	-	-	-	-
② 長期決済期間取引	-	-	-	-
合 計	114	479	114	479

- (注) 1. 「再構築コスト」とは、現在と同等の派生商品契約を再度構築するのに必要なコスト金額のことです。  
 2. グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。  
 3. 「カレント・エクスポージャー」とは、派生商品取引の取引先の倒産時における損失予想額を算出する方式のことで、契約時から現在までのマーケット変動等を考慮して、現在と同等のデリバティブ契約を再度構築するのに必要なコスト金額と、そのコスト金額の将来変動見込額を合算したものを損失予想額としています。

### (5) 証券化エクスポージャーに関する事項

#### イ オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当ありません。

#### ロ 投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

- ①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳  
 a.証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

	平成28年度		平成29年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	58	-	55	-
(i)カードローン	-	-	-	-
(ii)住宅ローン	-	-	-	-
(iii)その他	58	-	55	-

- b.再証券化エクスポージャー

該当ありません。

- ②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

- a.証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	平成28年度		平成29年度		平成28年度		平成29年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
20%	46	-	50	-	0	-	0	-
50%	10	-	4	-	0	-	0	-
100%	1	-	0	-	0	-	0	-
1,250%	-	-	-	-	-	-	-	-
(i)カードローン	-	-	-	-	-	-	-	-
(ii)住宅ローン	-	-	-	-	-	-	-	-
(iii)自動車ローン	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-

- (注) 1. 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%  
 2. 「1,250%」欄の(i)~(iii)は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

- b.再証券化エクスポージャー

該当ありません。

- ③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトごとの区分の内訳  
 再証券化エクスポージャーの保有はありません。

## I 単体における事業年度の開示事項 ～定量的な開示事項～

### (6) 出資等エクスポージャーに関する事項

#### イ 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	平成28年度		平成29年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	13,717	13,717	14,184	14,184
非上場株式等	3,607	-	3,611	-
合 計	17,324	-	17,796	-

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。  
2. 投資信託の裏付け資産のうち「出資等エクスポージャー」に該当するものは、一括して上場株式等を含めています。

#### ロ 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度
売 却 益	1,054	1,167
売 却 損	17	99
償 却	0	0

#### ハ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度
評価損益	1,647	1,255

#### ニ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度
評価損益	-	-

### (7) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

区 分	運用勘定	
	金利リスク量	
	平成28年度	平成29年度
貸 出 金	2,120	2,979
有 価 証 券 等	2,941	6,551
預 け 金	528	966
コ ー ル オ ー ン 等	-	-
そ の 他	-	1
運 用 勘 定 合 計	5,591	10,497

区 分	調達勘定	
	金利リスク量	
	平成28年度	平成29年度
定 期 性 預 金	△925	△1,023
要 求 払 預 金	△645	△829
そ の 他	△8	△11
調 達 勘 定 合 計	△1,579	△1,863

銀行勘定の金利リスク	4,011	8,634
------------	-------	-------

(注) 1. 銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、金利ショックを99パーセントイル値(計測値を順番に並べたうちの99パーセント目の値)として銀行勘定の金利リスクを算出しています。  
2. 要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、普通預金等の額の50%相当額を0～5年の期間に均等に振り分けて(平均2.5年)リスク量を算定しています。  
3. 銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

<平成29年度>

銀行勘定の金利リスク(8,634百万円)

$$= \left( \begin{array}{l} \text{運用勘定の金利リスク量}(10,497\text{百万円}) \\ + \\ \text{調達勘定の金利リスク量}(\triangle 1,863\text{百万円}) \end{array} \right)$$



## Ⅱ 連結における事業年度の開示事項 ～定性的な開示事項～

### 1 連結の範囲に関する事項

**1 自己資本比率告示第3条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。)に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点**

連結財務諸表規則の第5条第2項において、その資産、売上高等からみて、連結の範囲から除いてもその企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいものは、連結の範囲から除くことができることとなっています。

一方、自己資本比率告示第3条においては当該規定を適用せず、同告示で別途定めがあるもの以外は原則としてすべての子会社を連結することとなります。

したがって、連結財務諸表規則第5条第2項を適用して一部の子会社を除いた場合には、自己資本比率告示に基づく計算と相違することになりますが、当金庫の連結グループのなかでは連結対象となる子会社を除いていませんので、相違点はありません。

### 2 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

当金庫の連結グループのうち、連結子会社は「だいしんビジネスサービス(株)」の1社で、現金の精査整理業務及び現金等の集配金業務、重要書類等の輸送管理業務、広告宣伝用雑貨・事務用機械器具の調達・管理業務、証券資料等の作成業務等、当金庫からの受託業務処理を主要な業務としています。

### 3 自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容

金融業務を営む関連法人等については自己資本比率の算出において特例が認められていますが、当金庫の連結グループにおいては、該当する会社はありません。

### 4 信用金庫法(昭和26年法律第238号)第54条の21第1項第1号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの及び同項第2号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

「信用金庫法第54条の21第1項第1号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの」は、だいしんビジネスサービス(株)が該当しますが、同社は当金庫の連結グループに属しており、同様の業務を営む会社で当金庫の連結グループに属していない会社は該当ありません。

また、「同項第2号に掲げる会社」は、新たな事業分野を開拓する会社として法令により特定された会社ですが、これに該当する会社で当金庫の連結グループに属していない会社はありません。

### 5 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

該当ありません。

### 2 自己資本調達手段の概要

当金庫グループの自己資本は、出資金、利益剰余金、一般貸倒引当金等により構成されています。

### 3 連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫グループは、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分保っていると評価しています。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えています。

### 4 信用リスクに関する項目

#### 1 リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、お取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示したクレジットポリシーを制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスク評価につきましては、当金庫では、信用格付制度を導入しています。そして、信用リスク計量化システムを活用して、予想損失額、非予想損失額を把握し、健全性の確保に努めています。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会と協議検討を行うとともに、必要に応じ理事会、経営会議といった経営陣に対し、報告する態勢を整備しています。

貸倒引当金は、当金庫の定める「資産自己査定要領」及び「資産の償却・引当金規定」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については内部監査及び監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

また、連結される子会社及び子法人等は、過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を引き当てています。

#### 2 リスク・ウェイトの判定に使用する適格信用格付業者

リスク・ウェイトの判定に使用する適格信用格付業者は以下の4つの信用格付業者を採用しています。なお、エクスポーチャーの種類ごとに適格信用格付業者の使い分けは行っていません。

- ・格付投資情報センター(R&I)
- ・日本格付研究所(JCR)
- ・スタンダード&プアーズ(S&P)
- ・ムーディーズ(Moody's)

### 5 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、お取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失(信用リスク)を軽減するために、お取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じています。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っています。

また、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めています。

自己資本比率規制における信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続きについては、当金庫が定める事務取扱要領等により適切な事務取扱並びに適切な評価・管理を行っています。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、地方公共団体等による保証があります。また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、当金庫が定める事務取扱要領等により、適切な取扱いに努めています。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポーチャーの種類に偏ることなく分散されています。

なお、連結される子会社及び子法人等は、貸出業務を行っていませんので、信用リスク削減手法は適用していません。

### 6 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、お客様の外国為替等に係るリスクヘッジにお応えすることを目的に派生商品取引を取扱っています。具体的な派生商品取引は、資金関連スワップ取引、為替先物予約取引があります。派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。

市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理をしています。

また、信用リスクへの対応として、お客様との取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じています。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段、行っていません。以上により当該取引にかかる市場リスク及び信用リスク、双方とも適切なリスク管理に努めています。

なお、連結される子会社及び子法人等においては派生商品取引を行っていません。また、長期決済期間取引は該当ありません。

## II 連結における事業年度の開示事項 ～定性的な開示事項～

## 7 証券化エクスポージャーに関する事項

## 1 リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、投資家としての役割のみを行っています。投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格信用格付業者が付与する格付情報などにより把握し、適切なリスク管理に努めています。また、取引にあたっては、資金運用にかかる方針に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っています。

## 2 自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーへの投資の可否については、市場環境、証券化エクスポージャーおよびその裏付資産に係る市場の状況等、当該証券化エクスポージャーに関するデューデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的又は適時に入手可能であることを市場部門において事前に確認するとともに、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の状況、パフォーマンス、当該証券化商品に内包されるリスクおよび構造上の特性等の分析を行い、リスク管理部門の審査を経たうえで、担当役員の決裁により最終決定することとしております。

また、保有している証券化エクスポージャーについては、市場部門において当該証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る情報を半期ごと及び適時に収集し、必要に応じて個別案件ごとに信用補充の十分性やスキーム維持の蓋然性等の検証を行うこととしております。

## 3 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫グループは標準的手法を採用しています。

## 4 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理規定」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

## 5 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格信用格付業者等の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格信用格付業者は以下の4つの信用格付業者を採用しています。なお、投資の種類ごとに適格信用格付業者の使い分けは行っていません。

- ・格付投資情報センター (R&I)
- ・日本格付研究所 (JCR)
- ・スタンダード&プアーズ (S&P)
- ・ムーディーズ (Moody's)

## 8 オペレーショナル・リスクに関する項目

## 1 リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集した各種データの分析・評価、改善策の策定等を行い、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

事務リスク管理について、当金庫グループでは規定等の整備を進め、その認識強化に努めています。特に、当金庫においては本部・営業店が一体となり、厳正な規定・事務取扱要領等の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての部店内検査などに取組み、事務品質の向上に努めています。

システムリスクについては、「システムリスク管理規定」等に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査、さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めています。

その他のリスクについては、当金庫において苦情相談受付の担当部署による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点から重要視した管理態勢の整備に努めています。

また、連結グループ内での個人データの共同利用については規定等を整備し、厳正な取扱いを行っています。

自己資本比率規制対応としてオペレーショナル・リスク相当額の算定は、当金庫では基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しています。

現状、一連のオペレーショナル・リスクに関するリスクの状況については、当金庫ではオペレーショナル・リスク管理委員会をはじめ、各種委員会にて定期的に協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、経営会議等で経営陣に対して報告する態勢を整備しています。

## 2 オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫では基礎的手法を採用しています。

## 9 出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫において上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大損失額 (VaR) によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度額、損失限度額の遵守状況を定期的にリスク管理委員会に諮り、理事会、経営会議等へ報告しています。

一方、非上場株式、子会社・関連会社株式、政策投資株式、その他ベンチャーファンドまたは投資事業組合への出資金に関しては、財務諸表や運用報告書を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理規定」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

連結される子法人等において、若干の有価証券を保有していますが、業務として有価証券運用は行っていません。このため、特に規定は設けていませんが、市場リスクに対し十分留意して適切な取扱いを行っています。

## 10 金利リスクに関する次に掲げる事項

## 1 リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としています。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響など、経営管理システム等により定期的に計測を行い、リスク管理委員会と協議検討をするとともに、経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めています。

## 2 連結グループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

連結される子会社及び子法人等の資産規模は当金庫単体の5%未満と軽微なことから、内部管理上の金利リスクの計量化は行っていませんので、以下は当金庫における概要です。

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しています。

- ・計測手法  
預貸金等は「金利ラダー方式」、有価証券は「GPS方式」
- ・コア預金  
対象：流動性預金全般 (当座預金、普通預金、貯蓄預金等)  
算定方法：①過去5年の最低残高  
②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高  
③現残高の50%相当額  
以上3つのうち最小の額を上限とする  
満期：5年以内 (平均2.5年)
- ・金利感応度資産・負債  
預貸金、外国為替取引、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債
- ・金利ショック幅  
99パーセンタイル値
- ・リスク計測の頻度  
月次 (前月末基準)

(注) 3月末においては、当金庫と同様の手法を用いて、連結グループの金利リスクの算定を行っています。

## Ⅱ 連結における事業年度の開示事項 ～自己資本の構成に関する開示事項～

### 1 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項目	平成28年度	経過措置による不算入額	平成29年度	経過措置による不算入額
<b>コア資本に係る基礎項目(1)</b>				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	44,133		44,726	
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,148		3,137	
うち、利益剰余金の額	41,078		41,652	
うち、外部流出予定額(△)	93		62	
うち、上記以外に該当するものの額	△0		△0	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は、評価・換算差額等	-		-	
うち、為替換算調整勘定	-		-	
うち、退職給付に係るものの額	-		-	
コア資本に係る少数株主持分の額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	941		716	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	941		716	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	326		279	
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	145		129	
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	45,546		45,852	
<b>コア資本に係る調整項目(2)</b>				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	144	96	192	48
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	144	96	192	48
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	144		192	
<b>自己資本</b>				
自己資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	45,402		45,659	
<b>リスク・アセット等(3)</b>				
信用リスク・アセットの額の合計額	306,082		314,071	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△8,734		△8,678	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	96		48	
うち、繰延税金資産	-		-	
うち、退職給付に係る資産	-		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△9,867		△9,763	
うち、上記以外に該当するものの額	1,036		1,036	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	17,374		15,741	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	323,456		329,813	
<b>連結自己資本比率</b>				
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	14.03%		13.84%	

(注) 1. 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。  
なお、当金庫は国内基準を採用しております。

2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。(以下の表についても同様の表示をしています。)  
3. 用語の説明については、「1. 単体における事業年度の開示事項」に記載していますのでご参照下さい。(以下の表についても同様です)

## II 連結における事業年度の開示事項 ～定量的な開示事項～

### 2 定量的な開示事項

(1) その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額  
 (注) その他金融機関等とは、自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。

該当ありません。

### (2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	平成28年度		平成29年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット・所要自己資本の額の合計	306,082	12,243	314,071	12,562
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	314,164	12,566	322,196	12,887
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	15	0	38	1
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	714	28	690	27
国際開発銀行向け	2	0	1	0
地方公共団体金融機構向け	309	12	359	14
我が国の政府関係機関向け	1,481	59	1,372	54
地方三公社向け	298	11	352	14
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	38,492	1,539	40,423	1,616
法人等向け	102,866	4,114	112,038	4,481
中小企業等向け及び個人向け	81,166	3,246	82,370	3,294
抵当権付住宅ローン	9,312	372	8,965	358
不動産取得等事業向け	23,924	956	21,454	858
3か月以上延滞等	1,174	46	1,045	41
取立未済手形	34	1	42	1
信用保証協会等による保証付	1,764	70	1,617	64
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	11,933	477	12,796	511
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外	40,671	1,626	38,625	1,545
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	18,286	731	17,778	711
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	3,799	151	3,799	151
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	2,104	84	1,711	68
上記以外のエクスポージャー	16,480	659	15,336	613
②証券化エクスポージャー	16	0	13	0
証券化(オリジネーター)	-	-	-	-
(うち再証券化)	-	-	-	-
証券化(オリジネーター以外)	16	0	13	0
(うち再証券化)	-	-	-	-
③複数の資産を裏付けとする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	465	18	393	15
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	1,132	45	1,084	43
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△9,867	△394	△9,763	△390
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	171	6	143	5
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	2	0
ロ.オペレーショナル・リスク	17,374	694	15,741	629
ハ.連結総所要自己資本額(イ+ロ)	323,456	12,938	329,813	13,192

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「上記以外のエクスポージャー」は、与信額が1億円超の個人向け債権、有形固定資産、転リースに係るリース投資資産(リース債権)等のリスク・アセットを合計しています。

3. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。

<オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法>  
 粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15% ÷8%  
 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

4. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

(3) 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

イ 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3か月以上延滞 エクスポージャー	
		貸出金、コミットメント 及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引		有価証券		デリバティブ取引					
		平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
国	内	740,941	749,371	333,857	335,557	219,097	223,954	-	-	1,309	1,381
国	外	51,373	47,928	-	-	50,802	47,448	571	479	-	-
そ	の	3,633	2,567	-	-	3,633	2,567	-	-	-	-
地	域	795,947	799,868	333,857	335,557	273,533	273,971	571	479	1,309	1,381
製	造	84,800	84,607	52,675	52,725	32,124	31,881	-	-	258	204
農	業	753	793	753	793	-	-	-	-	4	-
漁	業	8	7	8	7	-	-	-	-	-	-
鉱	業	1,638	1,482	1,638	1,482	-	-	-	-	-	-
建	設	29,857	29,045	26,177	24,602	3,679	4,443	-	-	176	126
電	気	2,277	5,666	20	4	2,256	5,661	-	-	-	-
情	報	3,535	3,668	321	241	3,214	3,427	-	-	-	-
運	輸	33,747	36,270	6,926	7,092	26,820	29,178	-	-	-	-
卸	売	30,994	31,831	22,805	22,503	8,189	9,328	-	-	19	146
金	融	261,082	261,429	18,579	19,953	71,768	68,793	571	479	-	-
不	動	43,503	45,526	36,608	36,753	6,894	8,772	-	-	269	110
物	品	4,887	4,462	2,784	2,359	2,103	2,103	-	-	-	-
学	術	1,641	1,647	1,641	1,647	-	-	-	-	-	-
宿	泊	132	78	132	78	-	-	-	-	-	-
飲	食	3,131	2,980	2,931	2,780	200	200	-	-	25	101
生	活	2,848	3,506	1,946	2,365	901	1,141	-	-	27	3
教	育	859	962	859	962	-	-	-	-	-	-
医	療	12,307	11,137	12,307	11,137	-	-	-	-	-	159
そ	の	8,408	7,791	8,026	7,391	381	399	-	-	41	57
国	・	127,425	121,433	25,154	29,419	102,270	92,014	-	-	-	-
個	人	111,558	111,255	111,558	111,255	-	-	-	-	487	471
そ	の	30,550	34,283	-	-	12,728	16,627	-	-	-	-
業	種	795,947	799,868	333,857	335,557	273,533	273,971	571	479	1,309	1,381
1	年	192,463	184,722	43,408	41,923	24,039	20,202	-	-		
1	年	89,631	77,703	23,312	21,632	39,288	40,476	-	-		
3	年	77,478	70,436	30,600	28,742	46,878	41,663	-	-		
5	年	61,159	60,849	24,807	23,977	36,352	36,858	-	-		
7	年	106,523	120,307	34,459	36,214	57,057	53,069	-	-		
10	年	203,059	220,401	149,389	153,933	53,670	66,467	-	-		
期	間	47,562	47,802	27,880	29,133	16,247	15,233	-	-		
そ	の	18,069	17,644	-	-	-	-	571	479		
残	存	795,947	799,868	333,857	335,557	273,533	273,971	571	479		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いています。  
 2. 「有価証券」の業種区分欄と地域区分欄の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部または一部を把握することが困難なエクスポージャー(投資信託、その他の証券)です。  
 3. 信用リスクエクスポージャー期末残高の業種区分欄と期間別欄の「その他」は、現金、固定資産等が含まれています。  
 4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。  
 5. 業種別区分は日本標準業分類の大分類に準じて記載しています。

II 連結における事業年度の開示事項  
 ( 定量的な開示事項 )

## II 連結における事業年度の開示事項 ～定量的な開示事項～

### □ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	平成28年度		平成29年度	
	当期増減額	期末残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	△212	941	△224	716
個別貸倒引当金	△732	3,144	368	3,512
合計	△944	4,085	144	4,229

### ハ 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	当期増減額		期末残高			
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
製造業	△144	737	1,805	2,543	4	31
農業、林業	△4	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	0	-	-
建設業	△54	△131	173	42	62	100
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	△76	△0	4	3	-	-
卸売業、小売業	20	12	67	79	-	11
金融業、保険業	0	-	-	-	-	-
不動産業	△596	△200	601	400	28	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	9	6	17	23	-	-
宿泊業	△4	-	-	-	-	-
飲食業	3	13	48	62	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	△7	△0	17	16	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	141	△127	159	32	-	102
その他のサービス	△9	0	18	18	7	1
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-
個人	△7	58	231	289	23	10
合計	△732	368	3,144	3,512	125	257

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

### ニ リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	平成28年度		平成29年度	
	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし
0% (現金、国・地方公共団体向け債権等)	99	222,378	99	207,154
10% (信用保証協会の保証付債権等)	100	34,315	100	31,576
20% (格付適用債券、金融機関向け債権等)	11,048	196,714	10,039	207,526
35% (抵当権付住宅ローン)	-	26,607	-	25,616
50% (格付適用債券、3ヵ月以上延滞債権)	61,375	1,208	74,753	1,356
75% (中小企業等・個人向け債権)	-	102,145	-	102,363
100% (格付適用債券、法人等向け債権、3ヵ月以上延滞債権等)	6,144	132,441	8,436	129,647
150% (3ヵ月以上延滞債権)	-	526	-	507
250% (繰延税金資産、パーゼルⅢ適格資本等)	-	841	-	687
1,250% (一定額を超える重要な出資等)	-	-	-	-
その他(上記区分に該当しないもの)	-	-	-	-
合計		795,947		799,868

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限り、2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。 3. 3ヵ月以上延滞債権は、個別貸倒引当金等の引当率によりリスク・ウェイトは異なります。 4. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

**(4) 信用リスク削減手法に関する事項**

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	4,104	3,710	28,504	30,089	-	-

(注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。  
2. 連結される子会社及び子会社等においては、リスク削減手法を適用していませんので、開示額は単体と同様です。

**(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項**

(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	2	161
グロス再構築コストの額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	-	-

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
① 派生商品取引合計	114	479	114	479
(i) 外国為替関連取引	112	478	112	478
(ii) 金利関連取引	1	0	1	0
(iii) 金関連取引	-	-	-	-
(iv) 株式関連取引	-	-	-	-
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-
(vi) その他コモディティ関連取引	-	-	-	-
(vii) クレジット・デリバティブ	-	-	-	-
② 長期決済期間取引	-	-	-	-
合 計	114	479	114	479

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

**(6) 証券化エクスポージャーに関する事項**

**イ 連結グループがオリジネーターの場合**

(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当ありません。

**ロ 連結グループが投資家の場合**

(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

① 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳  
a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

	平成28年度		平成29年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	58	-	55	-
(i) カードローン	-	-	-	-
(ii) 住宅ローン	-	-	-	-
(iii) その他	58	-	55	-

b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

② 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	平成28年度		平成29年度		平成28年度		平成29年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
20%	46	-	50	-	0	-	0	-
50%	10	-	4	-	0	-	0	-
100%	1	-	0	-	0	-	0	-
1,250%	-	-	-	-	-	-	-	-
(i) カードローン	-	-	-	-	-	-	-	-
(ii) 住宅ローン	-	-	-	-	-	-	-	-
(iii) 自動車ローン	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%  
2. 「1,250%」欄の(i)~(iii)は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

③ 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトごとの区分の内訳

再証券化エクスポージャーの保有はありません。

## Ⅱ 連結における事業年度の開示事項 ～定量的な開示事項～

### (7) 出資等エクスポージャーに関する事項

#### イ 連結貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	平成28年度		平成29年度	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上場株式等	13,718	13,718	14,186	14,186
非上場株式等	3,574	—	3,578	—
合 計	17,292	—	17,765	—

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。  
2. 投資信託の裏付け資産のうち「出資等エクスポージャー」に該当するものは、一括して上場株式等を含めています。

#### ロ 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度
売 却 益	1,054	1,167
売 却 損	17	99
償 却	0	0

#### ハ 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度
評価損益	1,648	1,256

#### ニ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度
評価損益	—	—

### (8) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

区 分	運用勘定	
	金利リスク量	
	平成28年度	平成29年度
貸 出 金	2,120	2,979
有 価 証 券 等	2,947	6,559
預 け 金	528	966
コ ー ル ロ ー ン 等	—	—
そ の 他	—	1
運 用 勘 定 合 計	5,597	10,505

区 分	調達勘定	
	金利リスク量	
	平成28年度	平成29年度
定 期 性 預 金	△925	△1,023
要 求 払 預 金	△644	△828
そ の 他	△8	△11
調 達 勘 定 合 計	△1,578	△1,862

銀行勘定の金利リスク	4,018	8,643
------------	-------	-------

(注) 1. 銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、金利ショックを99パーセントイル値(計測値を順番に並べたうちの99パーセント目の値)として銀行勘定の金利リスクを算出しています。  
2. 要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、普通預金等の額の50%相当額を0～5年の期間に均等に振り分けて(平均2.5年)リスク量を算定しています。  
3. 銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

<平成29年度>

銀行勘定の金利リスク(8,643百万円)

(運用勘定の金利リスク量(10,505百万円) + 調達勘定の金利リスク量(△1,862百万円))

= ( )